

文化審議会著作権分科会出版関連小委員会中間まとめに関する意見

(1)「中間まとめ」を尊重

【該当項目および頁数】はじめに 1頁～2頁

【意見】平成22年3月に設置された「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」を皮切りに、本格的な検討が開始された「出版者への権利付与」につき、出版者を中心に要望が出される中、本年に入ってから業界団体等様々なステークホルダーより具体的な提案がなされてきた。

以上のような動きの中で、一般社団法人日本印刷産業連合会(以下、当連合会)は、平成24年12月17日付けおよび平成25年3月1日付けのホームページ上での意見表明等において、本件につき開かれた議論がなされるべき旨を一貫して主張してきたところである。

当連合会としては、本年5月より本件につき多様なステークホルダーによる開かれた議論がなされた「文化審議会著作権分科会出版関連小委員会」を評価する。

具体的には、「複製権と公衆送信権を内容とし、権利侵害行為の差止を可能とする、電子出版に対応した出版権」を整備する旨公表されており、様々なステークホルダーの理解を得られる効果的な検討結果が示されている点も高く評価できる。

実際に制度改正に向けた動きを進めるにあたっては、その開かれた議論の結果である「中間まとめ」が尊重され、かつその内容から逸脱または後戻りすることのないことを強く希望する。

(2)「著作隣接権の創設」への反対

【該当項目および頁数】第3章 15頁～17頁

【意見】当連合会は、「出版者への権利付与として考えられる方策」について、「文化審議会著作権分科会出版関連小委員会(以下、本小委員会)」に先立ち2度にわたって行ったホームページ上での意見公開、ならびに本小委員会第1回の意見表明において、「1. 多様なステークホルダーが関与する状況で、自動的に著作隣接権を出版者に付与することに反対、2. 海賊版対策としては、電子出版に対応すべく出版権を拡大し、著作者と出版者との契約強化によるべき」旨を主張してきた。

この点につき、本小委員会の中間まとめにおいて、著作隣接権の創設の排除ならびに出版権の整備を軸とすべき旨が明確に示されたことを評価する。

(3)「一体的設定の是非」に係る見解

【該当項目および頁数】第4章 第2節1、2 20頁～22頁

【意見】文化審議会著作権分科会出版関連小委員会の中間まとめにおいて、当事者の合意すなわち契約を前提とする出版権を、電子出版に対応可能とすべく制度改正するとされたことを評価する。その上で、紙媒体での出版と電子出版に係る権利を一体化すべきか、権利としては別々にすべきかという点に係る当連合会の見解は下記の

とおりである。

海賊版対策という主目的への実効性を軸に検討すると、現状の海賊版被害の典型例（紙の出版物をデッドコピーしたインターネット上の海賊版）に対し、紙媒体での出版と電子出版に係る権利を一体化した「出版権」の方が効果的と考えられる。なぜならば、このような「出版権者」であれば、紙媒体と電子媒体の如何を問わず、侵害行為の差止め権限を有することが「原則」となるためである。また、一般ユーザーやステークホルダーにとってシンプルかつわかり易い制度設計であるべきという考えに立てば、紙媒体での出版と電子出版に係る権利を一体化して「出版権」とした方が望ましいものといえる。

なお、一体化に対する、「著作者の十分な認識のないまま一方的に電子出版が含まれてしまう」という懸念については、著作権法第61条第2項に基づき翻訳権、翻案権および二次的著作物の利用に関する原著作者の権利を譲渡する場合の取扱いを参考に、設定行為において、その目的とする権利の明記を要件とする制度設計が対策の1つとして考えられる。

（４）「特定の版面」に対象を限定した権利の法制化への反対

【該当項目および頁数】第4章 第3節3 23頁～28頁

【意見】当連合会は、『「特定の版面」に対象を限定した権利の創設』について、「文化審議会著作権分科会出版関連小委員会（以下、本小委員会）」第5回の意見表明において、「1. 本来の改正趣旨との整合性がとれず、2. ネット上の海賊版に対し、出版権を電子出版に対応すべく制度改正することで対応可能」を理由として（補足として「版面」の定義付けの困難さ）、創設に反対する旨表明してきた。

この点につき、本小委員会の中間まとめにおいて、創設の必要はない旨が示されたことを評価する。また、本論点については、小委員会の場において、各著作権者から専ら反対意見のみで賛成意見は表明されておらず、新たな制度として創設されるべきではないと考える。

なお、出版物をデッドコピーしたインターネット上の海賊版への対策としては、電子出版に対応する出版権の制度設計を工夫することにより対応可能と考えるが、より実効性があり、かつステークホルダーの理解を得られる制度設計が可能であれば、そうした更なる対策を否定するものではない。

以上